

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【公表番号】特表2017-525776(P2017-525776A)

【公表日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-034

【出願番号】特願2017-530425(P2017-530425)

【国際特許分類】

C 07 D	495/04	(2006.01)
A 61 K	31/5377	(2006.01)
A 61 P	25/16	(2006.01)
A 61 P	25/14	(2006.01)
A 61 P	25/22	(2006.01)
A 61 P	25/24	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)
A 61 P	3/10	(2006.01)
A 61 P	3/00	(2006.01)
A 61 P	5/00	(2006.01)
A 61 P	35/00	(2006.01)
A 61 P	25/32	(2006.01)
A 61 P	25/04	(2006.01)
A 61 P	29/02	(2006.01)
A 61 P	25/18	(2006.01)
A 61 P	3/02	(2006.01)
A 61 P	25/28	(2006.01)
A 61 P	3/08	(2006.01)

【F I】

C 07 D	495/04	1 0 5 A
C 07 D	495/04	C S P
A 61 K	31/5377	
A 61 P	25/16	
A 61 P	25/14	
A 61 P	25/22	
A 61 P	25/24	
A 61 P	43/00	1 1 1
A 61 P	3/10	
A 61 P	3/00	
A 61 P	5/00	
A 61 P	35/00	
A 61 P	25/32	
A 61 P	25/04	
A 61 P	29/02	
A 61 P	25/18	
A 61 P	3/02	1 0 4
A 61 P	25/28	
A 61 P	3/08	

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月17日(2017.8.17)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

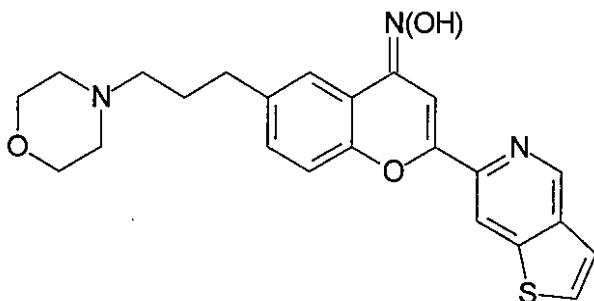
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

下記の式(I)の化合物：

## 【化1】



またはその医薬的に許容できる塩、溶媒和物もしくはプロドラッグ。

## 【請求項2】

式(I)に含まれるオキシム基において化合物が(E)-立体配置を有する、請求項1に記載の化合物。

## 【請求項3】

前記医薬的に許容できる塩が塩酸塩である、請求項1または2に記載の化合物。

## 【請求項4】

医薬を調製するための、請求項1～3のいずれか1項に記載の化合物の使用。

## 【請求項5】

請求項1～3のいずれか1項に記載の化合物および医薬的に許容できる賦形剤を含む、医薬組成物。

## 【請求項6】

変化したグルタミン酸シグナル伝達および/または機能に関連する状態、あるいはグルタミン酸レベルまたはシグナル伝達の変化により影響を受ける可能性のある状態の治療または防止に使用するための、請求項5に記載の医薬組成物。

## 【請求項7】

前記変化したグルタミン酸シグナル伝達および/または機能に関連する状態、あるいはグルタミン酸レベルまたはシグナル伝達の変化により影響を受ける可能性のある状態が、認知症、パーキンソン症候群および運動障害、急性もしくは慢性疼痛、不安障害、統合失調症、気分障害、内分泌性および代謝性疾患、糖尿病、内分泌腺の障害、低血糖症、または癌から選択される、請求項6に記載の医薬組成物。

## 【請求項8】

前記状態が前記認知症であり、

さらに、前記認知症が、アルツハイマー型認知症(DAT)；アルツハイマー病；ピック病；血管性認知症；レビー小体病；アルコール中毒、甲状腺機能低下症およびビタミンB<sub>12</sub>欠乏症を含む代謝性、毒性および欠乏性疾患に起因する認知症；エイズ-認知症複合疾患；クロイツフェルト-ヤコブ病；または非定型亜急性海綿状脳症から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

## 【請求項9】

前記状態が前記パーキンソン症候群および運動障害から選択され、

さらに、前記パーキンソン症候群および運動障害が、パーキンソン病；多系統萎縮；進行性核上麻痺；大脳皮質基底核変性症；肝レンズ核変性症；ハンチントン病および片側パリスムを含む舞蹈病；アテトーシス；痙性斜頸、職業性運動障害およびジル・ド・ラ・ツレット症候群を含むジストニア；レボドバ誘発性ジスキネジーを含む遅発性または薬物誘発性ジスキネジー；振戦；あるいはミオクロヌスから選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記状態が前記不安障害であり、

さらに、前記不安障害が、パニック障害；恐怖症；強迫性障害；外傷後ストレス障害を含むストレス障害；または全般性不安障害から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記状態が前記気分障害であり、

さらに、前記気分障害が、抑うつ障害または双極性障害から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項12】

パーキンソン病の治療または防止に使用するための、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記医薬組成物が経口投与のためのものである、請求項6～12のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

変化したグルタミン酸シグナル伝達および／または機能に関連する状態、あるいはグルタミン酸レベルまたはシグナル伝達の変化により影響を受ける可能性のある状態の治療または防止に用いる医薬を調製するための、請求項1～3のいずれか1項に記載の化合物の使用。

【請求項15】

前記変化したグルタミン酸シグナル伝達および／または機能に関連する状態、あるいはグルタミン酸レベルまたはシグナル伝達の変化により影響を受ける可能性のある状態が、認知症、パーキンソン症候群および運動障害、急性もしくは慢性疼痛、不安障害、統合失調症、気分障害、内分泌性および代謝性疾患、糖尿病、内分泌腺の障害、低血糖症、または癌から選択される、請求項14に記載の使用。

【請求項16】

前記状態が前記認知症であり、

さらに、前記認知症が、アルツハイマー型認知症(DAT)；アルツハイマー病；ピック病；血管性認知症；レビー小体病；アルコール中毒、甲状腺機能低下症およびビタミンB12欠乏症を含む代謝性、毒性および欠乏性疾患に起因する認知症；エイズ-認知症複合疾患；クロイツフェルト-ヤコブ病；または非定型亜急性海綿状脳症から選択される、請求項15に記載の使用。

【請求項17】

前記状態が前記パーキンソン症候群および運動障害から選択され、

さらに、前記パーキンソン症候群および運動障害が、パーキンソン病；多系統萎縮；進行性核上麻痺；大脳皮質基底核変性症；肝レンズ核変性症；ハンチントン病および片側パリスムを含む舞蹈病；アテトーシス；痙性斜頸、職業性運動障害およびジル・ド・ラ・ツレット症候群を含むジストニア；レボドバ誘発性ジスキネジーを含む遅発性または薬物誘発性ジスキネジー；振戦；あるいはミオクロヌスから選択される、請求項15に記載の使用。

【請求項18】

前記状態が前記不安障害であり、

さらに、前記不安障害が、パニック障害；恐怖症；強迫性障害；外傷後ストレス障害を含むストレス障害；または全般性不安障害から選択される、請求項15に記載の使用。

**【請求項 1 9】**

前記状態が前記気分障害であり、  
さらに、前記気分障害が、抑うつ障害または双極性障害から選択される、請求項 1 5 に記載の使用。

**【請求項 2 0】**

パーキンソン病の治療または防止に用いる医薬を調製するための、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の化合物の使用。

**【請求項 2 1】**

前記医薬が経口投与のためのものである、請求項 1 4 ~ 2 0 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 2 2】**

パーキンソン病を処置する方法であって、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の化合物をその必要がある対象に投与することを含み、前記対象が非ヒト動物である、前記方法。